

プールパークみさと 営業中止のお知らせ

7月にオープンを予定していたプールパークみさととは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今年度は営業を中止とします。ご理解くださいますようお願いいたします。

問●町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

建設課

非常勤職員を募集します

募集内容●冬期除雪運転員

業務内容●町内の除排雪業務のほか、道路維持業務全般

募集人数●20名程度

就業時間●①除雪作業の必要がある場合

出勤した時間から6時間45分

②除雪作業の必要がない場合

午前8時30分～午後4時15分

週5日、1日あたり6時間45分

土・日曜日、祝日は休み

手当等●夜間勤務・時間外勤務・休日勤務等にかかる報酬、交通費を支給

報酬●月額8,434円～8,601円

募集要件●次の要件をすべて満たすこと

①公道の除雪作業に必要な次の資格等を有する方

・大型特殊免許

・車両系建設運転技能講習修了証

②公道の除雪作業経験がある方

③各種税・使用料等の滞納がない方

任用期間●11月上旬～令和4年3月31日(休)

(4月中旬まで更新あり)

応募期限●7月27日(火)

応募方法●ハローワークを通じてお申し込みください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

浄化槽水質環境保全費補助金を交付します

合併浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に補助金を交付します。

補助金額●5,000円

申請期限●令和4年3月中旬ころ

必要書類●・補助金交付申請書兼請求書

・検査結果書(浄化槽法第11条)の写し

※令和2年度に浄化槽を設置した方は検査結果書(浄化槽法第7条)の場合があります。

※検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参してください。

※令和3年度に設置した場合は次年度の申請対象となります。

・申請者本人名義の振込口座通帳の写し

※昨年度も当補助金を申請済みで、振込口座に変更がない場合は省略できます。

申請方法●左記の必要書類を町建設課または六郷・仙南各出張所のいずれかに提出してください。

※法定検査終了後、対象者の方に申請書を送付します。なお、申請書は町建設課、六郷・仙南各出張所にも用意するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※申請は浄化槽1基につき、年度内に1回のみです。

次に該当する場合は補助金を交付できませんのでご注意ください

- ・トイレのみを処理する単独浄化槽を設置している場合
- ・下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している場合
- ・令和3年度に合併浄化槽を設置している場合
- ・50人槽以上の浄化槽を設置している場合
- ・町で設置した浄化槽を使用している場合
- ・町税、各種使用料および各資金貸付金の償還を滞納している場合

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

「美郷雪華」の定植を行いました!

美郷雪華の栽培勉強会が6月22日(火)に開催され、7名が参加しました。北のかほりの会会長の加藤征輝さんを講師に招き、定植を体験したほか、栽培管理の注意点について学びました。参加者からは、土壌や肥料に関する質問が寄せられました。

第2回美郷ブランド作物栽培勉強会は「レンコン」です。詳細は16ページをご覧ください。



— MISATO BRAND FARM PRODUCTS —

美郷ブランド作物栽培勉強会

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908



介護保険事務所からのお知らせ

令和3年度介護保険料の納付について

～介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です～

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

なお、第1段階から第3段階の住民税非課税世帯については、保険料の負担軽減を行っています。

■普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受給していない方、令和3年度中に65歳になる方などです。

■特別徴収

年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

■令和3年度介護保険料

段階	区分(令和3年度の住民税課税状況等)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方 本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	24,120円 基準額×0.3
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下の方 30,150円 基準額×0.375
第3段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	56,280円 基準額×0.7
第4段階	住民税課税世帯	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方 70,350円 基準額×0.875
第5段階	(本人非課税)	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円を超える方 80,400円 基準額
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	100,500円 基準額×1.25
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	104,520円 基準額×1.3
第8段階	住民税課税世帯 (本人課税)	本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方 120,600円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	140,700円 基準額×1.75

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の収入が著しく減少するなど、介護保険料の納付が困難な状況となった方に対して、申請によって介護保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳細は、下記までお問い合わせください。

問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907